

◎社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

(平成一九年二月五日法律第一二五号)

一、提案理由

(平成一九年四月一九日・参議院厚生労働委員会)

○国務大臣(柳澤伯夫君) たいいま議題となりました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

介護福祉士・社会福祉士制度につきましては、認知症である方に対する介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応やサービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務の拡大など、近年の福祉ニーズの多様化、高度化への対応が求められております。このような中で、介護福祉士、社会福祉士について資質の確保及び向上等を図るため、これらの定義、義務や資格の取得方法等を見直すこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

す。

第一に、介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直すこととしております。

第二に、個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者及び医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、介護福祉士、社会福祉士がその業務を行うに当たつての義務に係る規定を見直すこととしております。

第三に、介護福祉士、社会福祉士の資質の向上を図るため、介護福祉士については、一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形でその資格取得方法を一元化するとともに、社会福祉士については、福祉現場における高い実践力を有する人材を養成するための資格取得方法の見直しを行うこととしております。

第四に、社会福祉士の任用、活用の促進を図るため、身体障害者福祉司等の任用の資格に社会福祉士を追加することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十四年四月一日としております。なお、介護福祉士の資格を取得するために新たに国家試験を受験することとなる介護福祉士の養成

施設の卒業者については、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一九年四月二七日)

○鶴保庸介君 たいま議題となりました二法律案のうち、まず、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行うおうとするものであります。

委員会におきましては、介護福祉士等介護職員の労働条件の改善策、准介護福祉士を設けることの是非、社会福祉士資格の活用方策等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願いま

す。

質疑を終局した後、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党を代表して津田弥太郎理事より、日本国とフィリピン共和国との間の経済連携協定に関する両国政府間の協議の状況を勘案し、本法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、それぞれ修正案及び原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成一九年四月二六日)

○津田弥太郎君 私は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党を代表いたしましたして修正の動議を提出いたします。その

内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明いたします。

本法律案では、介護・福祉ニーズの多様化、高度化への対応が求められている中、介護福祉士の資格取得については、その資質の向上を図るため、国家試験の受験を必須として一元化を図ることとしております。

一方で、フィリピンとの間の経済連携協定においては、国家試験なしで資格を取得できる現行制度を前提としてフィリピン人の受入れが規定されております。本法律案には、一元化の趣旨を損なわない範囲で協定との整合を担保するため、当分の間、養成施設の卒業者に、介護福祉士に準ずるものとして介護福祉士の名称を与える仕組みが盛り込まれております。

このような准介護福祉士の仕組みの趣旨を明確にするため、附則第九条の検討規定に追加して、新たに准介護福祉士に係る検討規定を置くべきであると考えます。このような認識の下に本修正案を提出するものであります。

修正の内容は、「政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との検討条項を本法律案の附則に加えるものであります。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成一九年四月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。

二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすること

を念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。

五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専

門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるように内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。
右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告(平成一九年一月六日)

○茂木敏充君 ただいま議題となりました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上を図るため、これらの資格の取得方法の見直し等を行うとするもので、その主な内容は、

第一に、介護福祉士の業務を「心身の状況に応じた介護」に

改めるなど、両福祉士の定義規定を見直すこと、

第二に、福祉サービス関係者との連携について新たな規定をするなど、両福祉士の義務規定を見直すこと、

第三に、介護福祉士の資格取得について、一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験する方法に一元化することとし、養成施設の卒業者については、当分の間、准介護福祉士とすること
等であります。

本案は、第百六十六回国会に提出され、去る四月二十七日参議院において修正議決の上、本院に送付され、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る十一月二日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年一月二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律

の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。

二 社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないよう、監督・指導を行うこと。

三 福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

四 介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

五 社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導

員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。

六 実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

七 厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

八 社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

九 社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的

に評価できるような内容となつていくかどうかについて検証を行うこと。

十 社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。

十一 司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

四、参議院厚生労働委員長報告

(平成一九年一月二八日)

○岩本司君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、第百六十六回国会において参議院に提出されたものであり、本院で修正議決し、衆議院に送付いたしました。が、継続審査となり、今国会において衆議院で可決され、参議院に送付されてきたものであります。

本法律案は、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上等を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行うとするものであります。

委員会におきましては、政府から趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。